

企業会計基準委員会御中

自己株式等の会計処理に関する公開草案へのコメント

公開草案の特定の論点ではありませんが、以下の点につき、
公開草案時点では不明でしたので御照会いたしたく思います。

「信託方式での金庫株の会計処理」

金庫株では実務上、インサイダーの問題を回避するため、今後は
「信託」を利用して金庫株の取得・管理・処分を行うケースがある
やに思われます

例えば

信託目的、自己株式の取得・管理・処分

委託者兼受益者 会社

受託者 信託銀行

現金で元本をつくり、金庫株を買い集めて、将来自己株式で会社が取得する
有価証券管理信託の一形態 等

このような場合

1 取得時

信託受益権は資産ですが、信託財産に含まれている自己株式は、やはり
資本控除で表示されるのでしょうか？その場合、信託財産のうち金銭は資産
として計上され、自己株式のみが資本控除となるのでしょうか？

2 処分時

信託中に含まれる自己株式の帳簿価額と、会社が自ら保有する自己株式
の帳簿価額との簿価通算の問題はどうなるのでしょうか？

以上、微力ながら会計処理の整備に向けてお力になれば幸いです。

朝日監査法人 第2事業部

公認会計士 日浦正貴